

建設労働者確保育成助成金のご案内 (建設事業主団体・職業訓練法人向け)

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度です。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

建設事業主団体・職業訓練法人向け助成コース・助成額一覧（平成29年度）

コース		概要	助成額 ⁽¹⁾	ページ
認定訓練	経費助成	中小建設事業主団体（職業訓練法人など）が職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の1/6	P 4
技能実習	経費助成	中小建設事業主団体が構成員に雇用されている建設労働者に技能実習を行う場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の4/5 ⁽²⁾	P 6
		建設事業主団体が構成員に雇用する女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の1/2	
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業		建設事業主団体が若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3 (中小建設事業主団体以外は1/2)	P 1 6
建設広域教育訓練	推進活動経費助成	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3	P 2 4
	施設設置等経費助成	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の1/2	P 2 5

- 1 助成額は100円未満切り捨てとなります。また、各コースごとに上限額を設定しています。詳細は各コースのページをご覧ください。
- 2 被災三県（岩手県、宮城県、福島県）については技能実習（経費助成）コースの助成率を10/10に拡充しています。

助成金の利用に当たってのご注意

(1) 申請期限の厳守

提出期限までに申請がない場合、助成金は受給できません。(提出期限・記入方法などについては、最寄りの都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に御相談ください。)

(2) 現地確認などについて

支給要件の確認のため、費用負担、賃金の支払い、訓練などの実施状況、建設労働者の雇用状況などについて、現地での確認や聞き取りを行ったり、報告や書類の提出を求められることがあります。

これらの確認などに御協力いただけない場合、また支給要件に照らして申請書や添付書類などの内容に疑義がある場合には、助成金を受給できないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 助成金の返還について

詐欺、脅迫、贈賄など刑法に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上犯罪を構成するに至らない場合でも、故意に助成金の計画届や支給申請書に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金の支給を受け、又は受けようとした場合(以下「不正受給」という)、若しくは本来支給される額を超えて助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。

また、不正受給を行った場合は、

不支給決定又は支給決定の取消

不支給決定又は支給決定の取消しを受けた日から3年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質な場合は、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

また、他の助成金でも不正受給が確認された場合も支給決定は行われません。

返還に関しては、受給した日の翌日から返還が終了する日までの間、延滞金(法定利息)が加算されます。

(4) 書類の整理保管

助成金の支給に関して提出した書類(訓練などの実施に要する費用、賃金の支出に関する証拠書類など)は、この助成金に関する支給(不支給)決定日から起算して5年間保存してください。

助成金の不支給要件

次のいずれかに該当する事業主等は助成金を支給できません。

- 1 偽りその他不正の行為により、雇用保険法第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則に基づく助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で不支給措置がとられている事業主等
- 2 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主等
- 3 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主等
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業並びに接客業務受託営業を行っている事業主等
- 5 暴力団関係事業所の事業主等
- 6 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主等
- 7 助成金の不正受給が発覚した場合の公表について同意していない事業主等

その他の支給要件については、各コースのページをご覧ください。また、事前に最寄りの都道府県労働局又はハローワークに御相談のうえ、助成金の利用計画を進めるようにしてください。

パンフレットの用語について

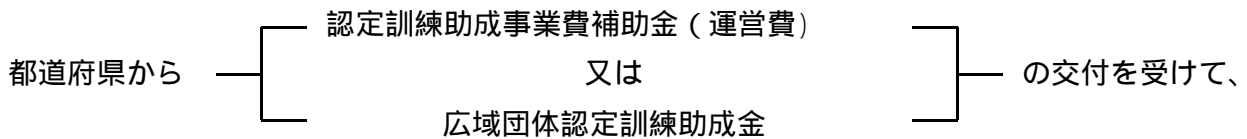
- 「建設事業主」** 建設労働者を雇用して建設事業を行う者であり、「Aの建設事業主」又は「Bの建設事業主」のいずれかを指します。
建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる「一人親方」及び「同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主」は、建設事業主にはあたりません。
- 「Aの建設事業主」・・・「建設の事業」の雇用保険料率¹の適用を受ける建設事業主
 - 「Aの事業所」・・・雇用保険の適用上ひとつの事業所として認められている「建設の事業」の雇用保険料率¹の適用を受ける事業所
 - 「Bの建設事業主」・・・「一般の事業」又は「農林水産業、清酒製造業」の雇用保険料率²の適用を受ける建設業の許可³を有する建設事業主
 - 「Bの事業所」・・・雇用保険の適用上ひとつの事業所として認められている「一般の事業」又は「農林水産業、清酒製造業」の雇用保険料率²の適用を受ける事業所
- 「中小建設事業主」** 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下、又は常時雇用する労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。
- 「建設事業主団体」** 建設事業主の団体又はその連合団体であって、構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主に占める雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上であって、財務及び活動等の状況からみて、事業を的確に遂行することができるものと認められる団体をいいます。
- 「中小建設事業主団体」** 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が3分の2以上の団体をいいます。
- 「雇用管理責任者」** 「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れ及び配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務とされています。
本助成金の申請を行うにあたり、建設事業主は、雇用管理責任者を選任していることが必要となります。

- 1 「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業」として、雇用保険料率12/1,000（平成29年度）の適用を受ける事業主
- 2 平成29年度における雇用保険料率は「一般の事業」が9/1,000であり、「農林水産業、清酒製造業」が11/1,000です。
- 3 建設業法における建設業の許可区分は以下のとおりです。

土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	タイル・れんが・ブロック工事	しゅんせつ工事	機械器具設置工事	建築一式工事	電気通信工事	/
熱絶縁工事	石工事	管工事	舗装工事	防水工事	建具工事	水道施設工事	
大工工事	屋根工事	鋼構造物工事	板金工事	内装仕上工事	造園工事	消防施設工事	
左官工事	電気工事	鉄筋工事	ガラス工事	塗装工事	さく井工事	清掃施設工事	
							解体工事

認定訓練コース（経費助成）

1. 受給できる中小建設事業主団体（職業訓練法人など）



認定訓練を行う中小建設事業主団体（職業訓練法人など）であること
かつ

次のすべての要件を満たすこと

- ・ 構成員の50%以上を建設事業主が占めていること
- ・ 構成員である建設事業主のうち3分の2以上が中小建設事業主であること
（職業訓練法人については比率を問わない）
「一人親方」及び「同居の親族のみを使用して建設事業を行う者」は中小建設事業主として取り扱いませぬ。
- ・ 構成員である建設事業主の50%以上の者が雇用保険に加入していること

2. 算定の対象となる者

広域団体認定訓練助成金又は認定訓練助成事業費補助金の交付対象となっている者であること

3. 算定の対象となる訓練課程・訓練科

助成対象となる訓練は職業能力開発促進法第24条第1項に規定する認定職業訓練又は同法第27条第1項に規定する指導員訓練のうち、別に定める建設関連の訓練に限ります。

なお、経理事務・営業販売的な要素を持つ訓練は、この助成金の対象とはなりません。

4. 助成額

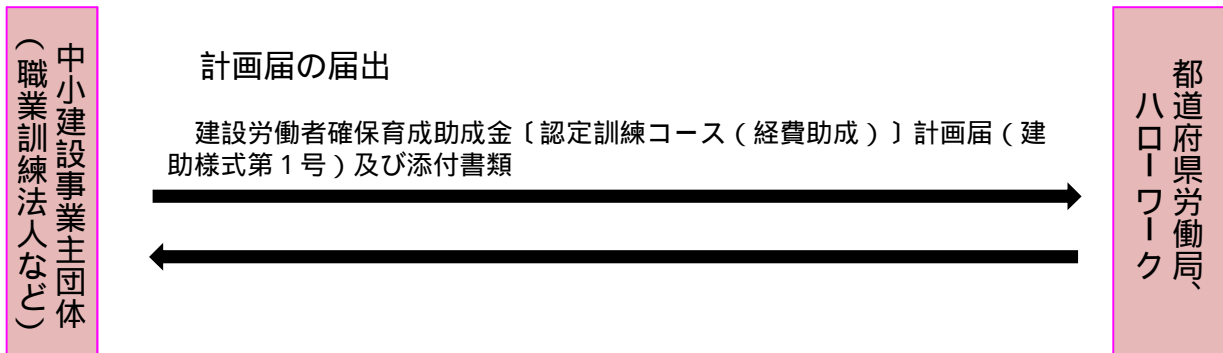
広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の6分の1に相当する額です。

助成額は100円未満切り捨てとなります。

5. 手続き

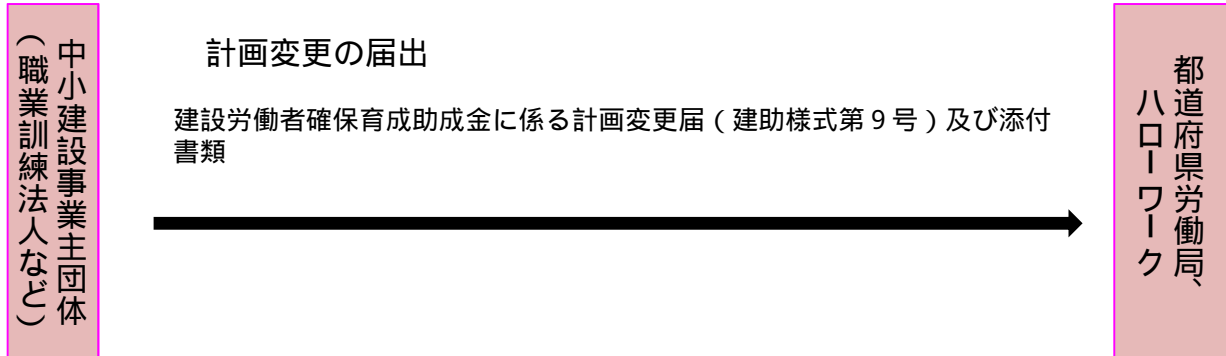
計画届の届出

認定訓練コース（経費助成）の支給を受けようとする中小建設事業主団体は、事業を実施しようとする日の原則1か月前（4月1日から6月末日までに事業を開始する場合は5月末日）までに、必要書類一式を主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄都道府県労働局」という。また、都道府県労働局によってはハローワークでも受け付ける場合があります。）に提出してください。



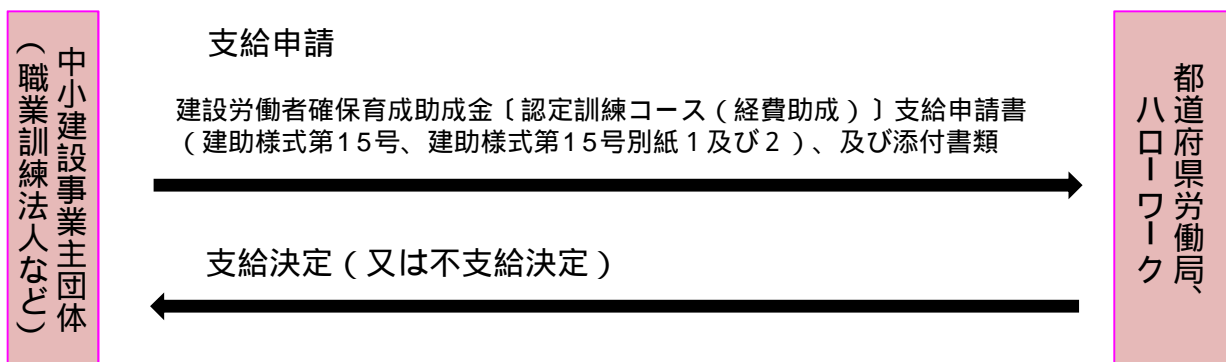
計画届の変更

計画届を提出した中小建設事業主団体は、届け出た内容に変更（訓練の実施計画の内容を著しく変更する場合、添付書類の内容に変更が生じた場合（軽微な場合を除く））が生じるときは、事前に必要書類一式を管轄都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



支給申請の手続き

認定訓練終了後、都道府県より認定職業訓練（建設関連）の補助額（助成額）に係る精算確定の通知が発出された日の翌日から原則2か月以内に、必要書類一式を管轄労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



6. 提出書類

26ページをご覧ください。

技能実習コース（経費助成）

1. 受給できる建設事業主団体

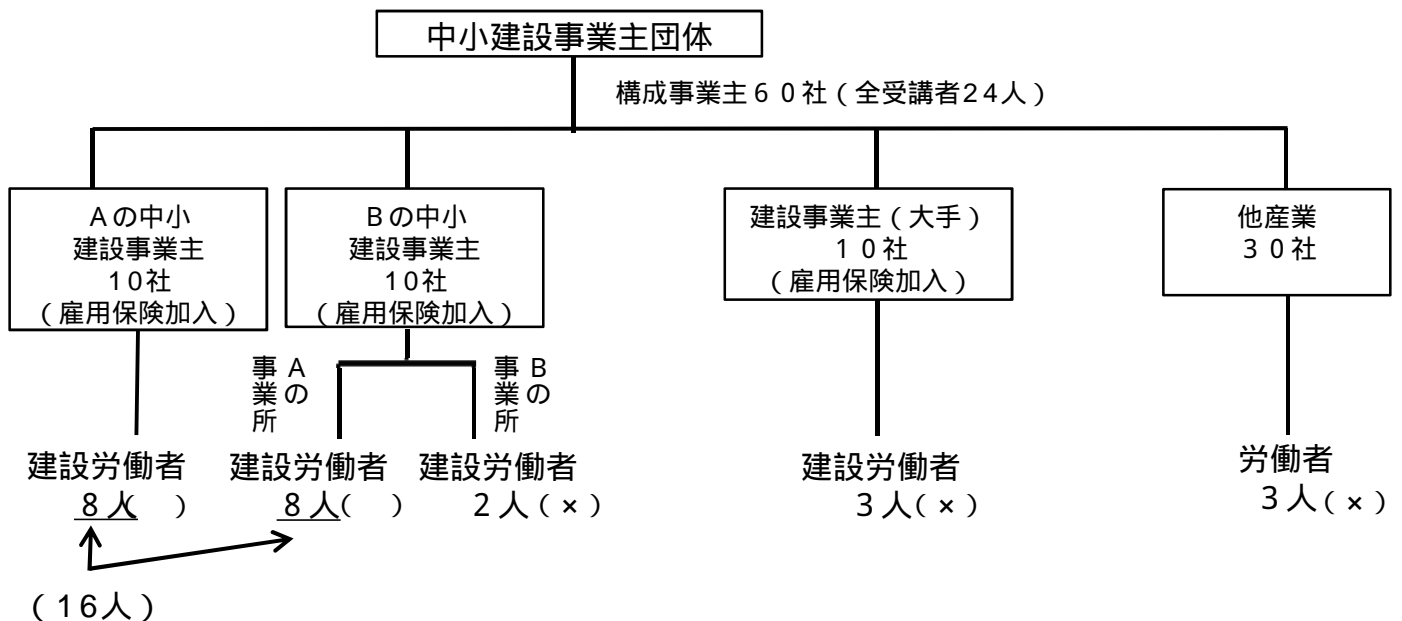
次のイ又はロに該当する建設事業主団体

イ 技能実習を実施する次のすべての要件を満たす中小建設事業主団体¹

- ・団体の構成員のうち、建設事業主が50%以上占めていて、その建設事業主のうち中小建設事業主が3分の2以上を占めていること
- ・構成員である建設事業主の50%以上の者が雇用保険に加入していること
- ・技能実習の受講者のうち3分の2以上が、「Aの中小建設事業主」に雇用される建設労働者及び「Bの中小建設事業主」のうち「Aの事業所」に雇用される建設労働者であること

イメージ図

（構成事業主60社で全受講者24人の場合）



(16人)

このケースでは受講者24人のうち、「Aの中小建設事業主」及び「Bの中小建設事業主のうち、Aの事業所」に雇用されている建設労働者の3分の2にあたる16人の受講者がいるため助成対象となりますが、仮に受講者が16人未満であれば、要件を満たさないため助成対象外となります。

ロ 中小建設事業主団体以外の建設事業主団体が、女性建設労働者に技能実習を行う場合にあつては、建設事業主団体
建設事業主団体の定義については3ページ参照

2. 算定の対象となる建設労働者

次のいずれかに該当する雇用保険被保険者である建設労働者であり、訓練の受講時間数が実訓練時間数の7割以上の者。（中小建設事業主団体以外の建設事業主団体が、女性建設労働者に技能実習を行う場合は「中小建設事業主団体」を「建設事業主団体」に読み替え）

- ・中小建設事業主団体の構成員のうち「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者、又は「Bの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者のうち「Aの事業所」に雇用されている建設労働者
- ・中小建設事業主団体を構成する「A又はBの建設事業主」と直接の下請関係にある「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者

3. 助成の対象となる技能実習

次のイ又はロに該当する技能実習が対象となります。

- イ 次の(1)～(3)のすべての要件を満たす技能実習で下の表に該当するもの
- (1) 1日1時間以上であること。また、**イ**、**ロ** については、合計10時間以上
 (**イ** には実技・学科の時間の割合は問いませんが、1時間以上は実技の時間を設けること)
 1日の時間数が1時間以上であっても、訓練と直接関連のない単なる開・閉講式やオリエンテーションなどは、助成の対象となりません。
- (2) 技能実習の期間は最長でも6ヵ月以内とすること
- (3) 下表 **イ**、**ロ** (登録教習機関等へ委託する場合を除く)の実習の指導員は、その実習の内容に直接関連する職種に関する職業訓練指導員免許を有する者、1級技能検定に合格した者、その他管轄労働局長がこれらと同等以上の能力があると認める者であること
- 職場訓練(労働者を日常の職場で業務に就かせたまま行う訓練)及び営業活動の一環として行う技能実習は助成の対象になりません。
- 労働者本人から技能実習に要した費用を徴収する場合は本助成金を申請できません。
- 認定訓練(都道府県より補助又は助成を受けて行われる場合)は助成の対象となりません。

実習内容	中小建設事業主 団体が自ら行う 場合	登録教習機関 に委託して行 う場合	職業訓練法人に 委託して行う場 合	登録基幹技能者 講習実施機関に 委託して行う場 合	建設事業主団体 が自ら行う場合
建設工事における作業に直接関連する実習(イ から ロ 以外のもの)			×		1
労働安全衛生法で定める特別教育(10ページ・表1に限る)			×		1
労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する安全衛生教育(11ページ・表2に限る)			×		1
労働安全衛生法に基づく教習及び技能講習(12～13ページ・表3に限る)	×		×	×	×
職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習(14ページ・表4に限る)			×		1
建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習(15ページ・表5参考)	×	×	×		×
技能継承に係る指導方法の向上のための講習 ²	×	×		×	×

- (1) 中小建設事業主団体以外の建設事業主団体が、構成員である建設事業主が雇用する女性建設労働者に技能実習(**イ** ～ **ロ**)に限る)を行う場合に限りです。
- (2) 建設関係の認定訓練において指導員の補助者として訓練に入り、実際の訓練の中で指導員から指導の方法を学ぶという形態の講習です。

- 次の(1)～(2)のすべての要件を満たす技能実習であるもの
- (1) 建設業法で定める技術検定 に関する講習であり、受講を開始する日において雇用保険法で定める教育訓練給付金の支給対象であること(「通学制」の講座として指定を受けたものに限る)
対象講習については、厚生労働省ホームページ(教育訓練講座検索システム)をご覧ください。
か、都道府県労働局にお尋ねください。
- (2) 雇用保険法に定める指定教育訓練実施者に委託して行うこと
建設業法で定める技術検定の検定種目は以下のとおりです。

建設機械施工	土木施工管理	建築施工管理
電気工事施工管理	管工事施工管理	造園施工管理

4 . 助成額

- イ 中小建設事業主団体の場合
助成対象費用の区分ごとの基準により算定した合計額の5分の4
被災三県(岩手県、宮城県、福島県)に所在する中小建設事業主団体については助成率を10分の10に拡充しています。
- 中小建設事業主団体以外の建設事業主団体が、構成員である建設事業主が雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合
助成対象費用の区分ごとの基準により算定した合計額の2分の1
ただし、1つの技能実習について、1人あたり10万円を限度とします。
- 助成額は100円未満切り捨てとなります。

< 支給上限額 >

1事業主団体への1の年度(支給申請年月日を基準とし、同年度4月1日から翌年3月31日まで)の技能実習コースに係る経費助成の支給額の合計として500万円が上限となります。

< 対象となる経費 >

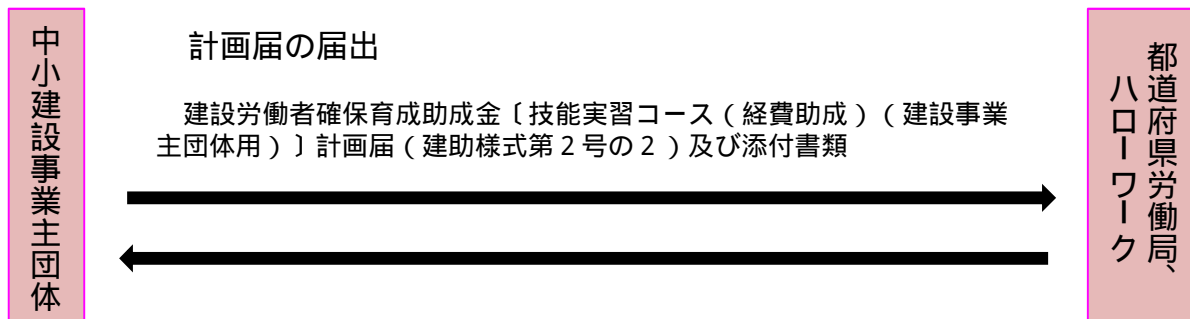
助成対象費用	基準	限度額
指導員謝金	実費相当額(部外指導員に限る)	ひとつの技能実習について、1人あたり10万円
指導員旅費	実費相当額(交通費に限る)	
実習場所の借上料	実費相当額(一般的に料金表に基づき有料で賃貸されている会場である場合に限る)	
建設機械の借上料	実費相当額	
教材費、消耗品代等で技能実習に直接必要とする費用	実費相当額	
委託費(技能実習を登録教習機関等に委託する場合の費用)	委託費(1人あたりの受講料に受講者数を乗じて得た額)	

都道府県の職業能力開発施設及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料、教科書代等の経費は、助成対象となりません。

5. 手続き

計画届の届出

技能実習コース（経費助成）の支給を受けようとする建設事業主団体は、技能実習を実施しようとする日の2か月前から原則1週間前までに必要書類一式を主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

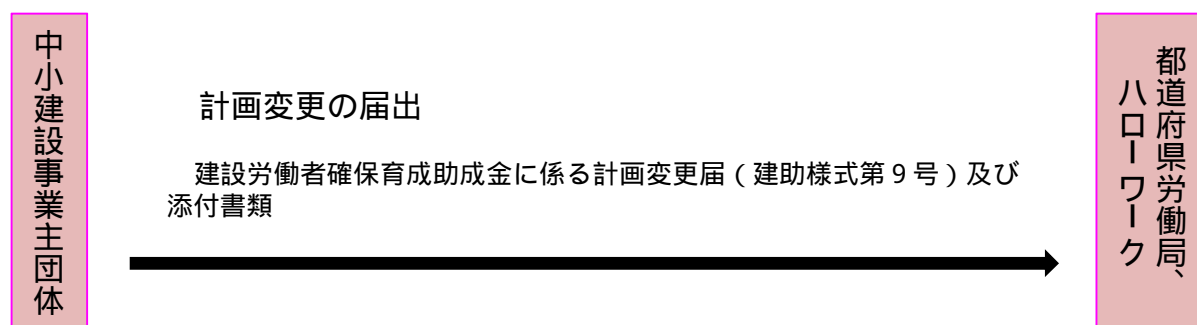


計画届の変更

計画届を提出した建設事業主は、「実施日」、「実習内容」、「講習実施機関名（主催者名）」、「実施場所」に変更が生じる場合は、事前に（ ）必要書類一式を管轄都道府県労働局に提出してください。

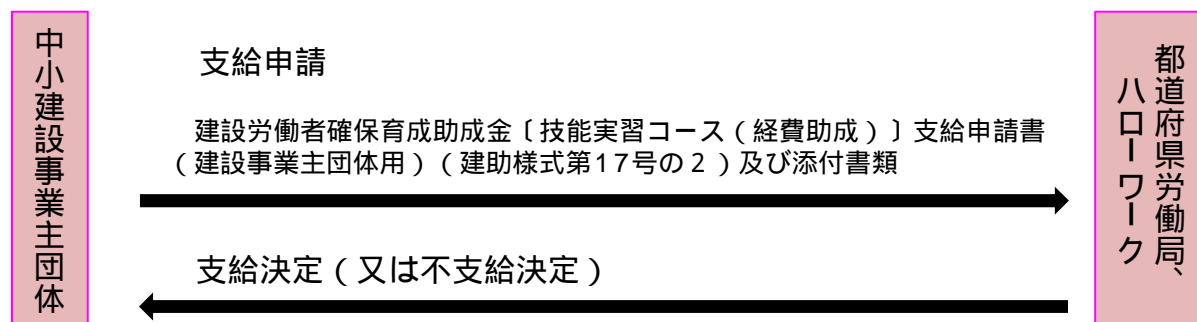
なお、変更後の技能実習の開始日は、当初の計画届の届出日の1週間後から2か月後までの期間となります。当初の計画届の提出日から2か月を超える日に技能実習を開始する場合は、新たに計画届の届出を行ってください。

技能実習の開始日が変更となる場合については、変更後の開始日より前に提出してください。



支給申請書の提出

技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内に、必要書類一式を管轄労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



6. 提出書類

26ページ（各コース共通提出書類）及び27～28ページをご覧ください。

表 1

労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則第36条	時間	時間
第3号 アーク溶接	11	10
第4号 電気取扱い(高圧)	11	15
“ (低圧)	7	7
第5号の3 不整地運搬車(1t未満)の運転	6	6
第9号 小型車両系建設機械(整地・運搬 ・積込用 及び掘削用) の運転	7	6
“ (基礎工事用) “	7	6
“ (解体用) “	7	7
第9号の2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第9号の3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	5	4
第10号 ローラーの運転	6	4
第10号の2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第10号の3 ボーリングマシンの運転	7	5
第10号の4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第10号の5 高所作業車(10m未満)の運転	6	3
第11号 巻上げ機の運転	6	4
第13号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第15号 クレーンの運転	9	4
第16号 移動式クレーン(1t未満)の運転	9	4
第17号 デリックの運転	9	4
第18号 建設用リフトの運転	5	4
第19号 玉掛け	5	4
第20号 ゴンドラ操作	5	4
第20号の2 作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第21号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	10	2
第22号 気閘室への送気又は気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	3
第23号 潜水作業員への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	2
第24号 再圧室を操作する業務	9	3
第38号 除染等業務(下段を除く)	4	1.5
特定汚染土壌等取扱業務	3.5	1
特定線量下業務	2.5	-
第39号 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床面上における補助作業の業務を除く)	6	-

表2

労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する 安全衛生教育の時間

(危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 別表)

区 分	安全衛生教育の時間
5 クレーン運転士安全衛生教育	6
6 移動式クレーン運転士安全衛生教育	6
7 ガス溶接業務従事者安全衛生教育	5
9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び採掘用）運転業務従事者安全衛生教育	6
9の2 車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育	6
12 ローラー運転業務従事者安全衛生教育	6
15 玉掛業務従事者安全衛生教育	5

表3

労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

区 分	教習時間又は講習時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生法第75条別表第17(教習)	時間	時間
2 クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
3 移動式クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
労働安全衛生法第76条別表第18(技能講習)	-	-
5 地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習	17	-
6 ずい道等の堀削等作業主任者技能講習	13	-
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	13	-
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	13	-
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	13	-
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	11	-
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	11	-
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	13	-
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	11	-
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	13	-
24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11.5	4
26 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習	13	7
〃	10	6
〃	13	6
27 小型移動式クレーン(1t以上5t未満)運転技能講習	13	7
〃	10	6
〃	10	7
〃	13	6
28 ガス溶接技能講習	8	5
31 車両系建設機械 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 運転技能講習	13	25
〃	9	25
〃	13	5
〃	9	5
〃	5	5
〃	4	2

表 3

労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

区 分	教習時間又は講習時間	
	学 科	実 技
32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	13	25
〃	6	5
〃	2	1
〃	9	5
〃	13	5
〃	9	25
〃	3	2
33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	14	25
〃	4	5
〃	6	15
〃	7	15
〃	10	15
〃	14	15
34 不整地運搬車(1t以上)運転技能講習	11	24
〃	7	4
〃	11	4
〃	7	24
35 高所作業車(10m以上)運転技能講習	11	6
〃	6	6
〃	8	6
36 玉掛け技能講習	12	7
〃	9	6
〃	12	6
〃	11	5
〃	11	4

表4

建設関連技能検定職種一覧

番 号	検 定 職 種	番 号	検 定 職 種
1	造 園	22	(削除)
2	さく井	23	厨房設備施工
3	鉄 工	24	型枠施工
4	建築板金	25	鉄筋施工
5	建設機械整備	26	防水施工
6	冷凍空気調和機器施工	27	樹脂接着剤注入施工
7	建具製作	28	内装仕上げ施工
8	石材施工	29	(削除)
9	建築大工	30	カーテンウォール施工
10	枠組壁建築	31	熱絶縁施工
11	かわらぶき	32	サッシ施工
12	と び	33	バルコニー施工
13	左 官	34	ガラス施工
14	れんが積み	35	ウェルポイント施工
15	築 炉	36	(削除)
16	ブロック建築	37	表 装
17	エーエルシーパネル施工	38	塗 装
18	(削除)	39	路面標示施工
19	タイル張り	40	コンクリート圧送施工
20	畳製作	41	自動ドア施工
21	配 管	42	広告美術仕上げ

注) 印を付した技能検定職種は、単一等級の技能検定職種を表す。

表5 各専門工事業団体における登録基幹技能者講習実施状況

	資格名称	職種	団体名
1	登録圧接基幹技能者	鉄筋	全国圧接業協同組合連合会
2	登録橋梁基幹技能者	橋梁架設	(一社)日本橋梁建設協会
3	登録PC工事基幹技能者	PC橋梁架設	プレストレスト・コンクリート工事業協会
4	登録電気工事基幹技能者	電気工事	(一社)日本電設工業協会
5	登録造園基幹技能者	造園	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会
6	登録機械土工基幹技能者	土工・コンクリート	(一社)日本機械土工協会
7	登録建築板金基幹技能者	板金	(一社)日本建築板金協会
8	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	(公社)全国鉄筋工事業協会
9	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	サッシ・カーテンウォール	(一社)日本サッシ協会 (一社)カーテンウォール・防火開口部協会
10	登録外壁仕上基幹技能者	外壁仕上工事	日本外壁仕上業協同組合連合会
11	登録型枠基幹技能者	型枠大工	(一社)日本型枠工事業協会
12	登録内装仕上工事基幹技能者	内装	(社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会
13	登録配管基幹技能者	管工事	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
14	登録トンネル基幹技能者	トンネル工事	(一社)日本トンネル専門工事業協会
15	登録コンクリート圧送基幹技能者	コンクリート圧送工事	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会
17	登録左官基幹技能者	左官	(一社)日本左官業組合連合会
18	登録建設塗装基幹技能者	塗装	(一社)日本塗装工業会
19	登録ダクト基幹技能者	ダクト工事	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会
20	登録防水基幹技能者	防水工事	(一社)全国防水工事業協会
21	登録エクステリア基幹技能者	建築ブロック・エクステリア工事	(一社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会 (公社)日本エクステリア建設業協会
22	登録海上起重基幹技能者	土工・しゅんせつ	(一社)日本海上起重技術協会
23	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	ダイヤモンド工事業協同組合
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁工事	(一社)日本保温保冷工業協会
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土木	(一社)日本グラウト協会
26	登録冷凍空調基幹技能者	管工事	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
27	登録運動施設基幹技能者	運動施設工事	(一社)日本運動施設建設業協会
28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工	全国基礎工業協同組合連合会協同組合 (一社)日本基礎建設協会
29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(道路標識)とび・土工 (路面標示)塗装	(一社)全国道路標識・標示業協会
31	登録消火設備基幹技能者	消防施設工事	消防施設工事協会
32	登録建築大工基幹技能者	建築大工	(一社)全国中小建築工事業団体連合会
33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会

注) 平成29年4月現在。なお、新たに国土交通大臣の登録を受けた講習についても助成対象となります。

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース

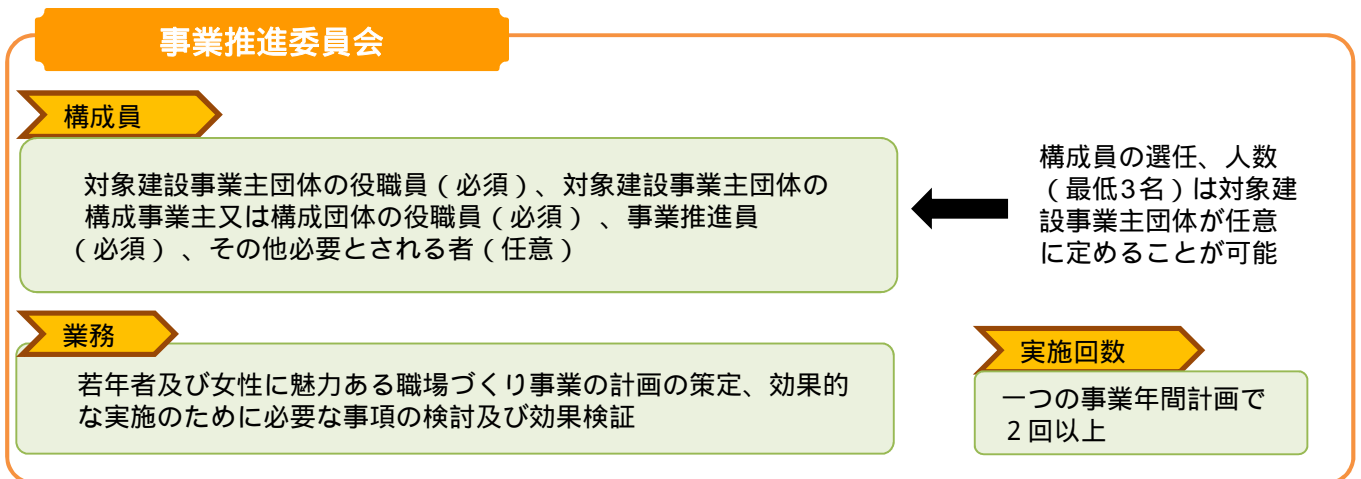
1. 受給できる建設事業主団体

「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」¹に係る最大1年間の事業年間計画を作成し、実施する次のいずれかに該当する建設事業主団体です。また、同事業の実施にあたり、事業推進委員会²を設置するとともに、事業推進員³を置くことが必要です。

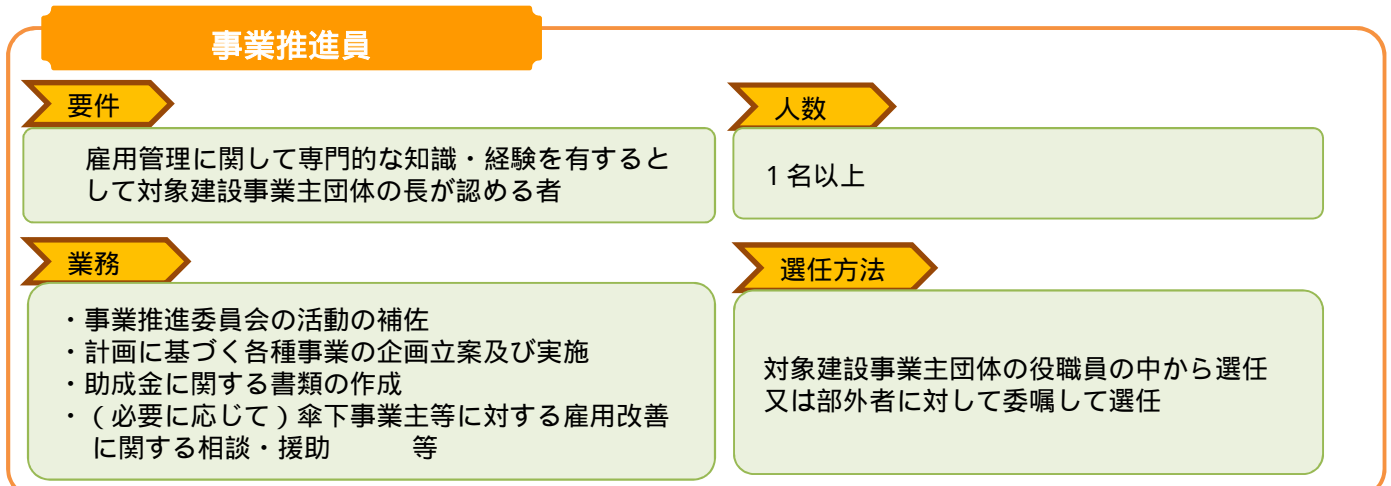
区分	要件
都道府県団体	<ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県の地域におけるものであること ・構成員の数が15以上のものであって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数がおおむね100人以上のものであること など
全国団体	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な規模で組織されているものであること ・連合団体にあつては、おおむね、都道府県の区域を単位として設立された団体で構成されるものであること など
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の数が10以上の建設事業主団体であつて、当該構成員が常時雇用する労働者の総数がおおむね50以上のものであり、都道府県団体及び全国団体に該当しないもの又は ・構成員の数が10以上のものであって、事業内容が学校等の学生等又は教員を対象とするものであり、当該学校等関係者を事業推進委員会の構成員とするもの

1 「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」については、2.を参照。

2 事業推進委員会とは、支給対象となる建設事業主団体（以下「対象建設事業主団体」という）の構成事業主等によって構成され、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の企画及び立案を行うことを目的とする委員会です。



3 事業推進員とは、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の実施について中心的な役割を担う者のことです。具体的な基準は下記のとおりです。



その他、事業推進員には都道府県労働局が主催する会議等において「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」の取組内容について御説明の協力をお願いする場合があります。

2. 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業

「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」とは、建設事業主団体が主体となって若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的として企画・実施する事業で、事業実施期間は最大1年間となります。（この事業は必須、かつ～のいずれかの事業を必ず実施することが必要）

なお、その目的に対する数値を用いた効果予測を事前に行い届け出るとともに、事業実施後の数値を用いた効果検証と、構成事業主の50%又は100事業主のいずれか低い方を対象に入職率と離職率の調査を行い、年度末までに報告することが必要です。

調査・事業計画	策定事業	事業推進委員会を開催し、事業の実施についての具体的な計画の策定、効果的な事業の実施のために必要な事項を検討、効果検証する事業
	調査事業	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業を行うため、雇用管理の改善についての課題を把握するための調査事業（調査結果を～の事業に反映することを目的とします）
	効果検証事業	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の効果を検証するための調査事業
入職・職場定着事業	事業名称	具体例
	建設事業の役割・魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業	a.講習会 b.加工技術等の体験会 c.現場見学会 d.体験学習 e.インターンシップ f.求人合同説明会 g.集団面接会 h.広報活動 など
	技能の向上を図るための活動等に関する事業	a.入職内定者への教育訓練 b.新規入職者への研修会 c.建設労働者への公的資格（建設工事に関連する資格等であって、各法令、施行規則、省令等で定められているもの）の取得に関する講習会 d.教職員への実践的技能研修 e.熟練技能継承のためのDVD作成 など
	評価・処遇制度等の普及等に関する事業	a.評価・処遇制度 b.昇進・昇格基準 c.賃金体系制度 d.諸手当制度等の導入やキャリアパスのモデル作成 e.完全週休2日制度等労働時間の削減に資する制度や育児・介護休暇等特別休暇制度の普及 f.社会保険制度の加入促進に必要な講習会 など
	労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業	a.安全衛生管理計画の作成 b.工事現場の巡回 c.災害調査の記録 d.労災付加給付施策の導入に関する講習会 e.安全衛生大会 など
	労働者の健康づくり制度の普及等に関する事業	a.人間ドック受診制度 b.生活習慣病予防検診 c.メンタルヘルス対策の導入に関する講習会 d.建設業務由来の疾病予防に関する啓発活動 など
	技能向上や雇用改善の奨励に関する事業	a.優良な技術者・技能者に対する表彰制度 b.雇用改善について優良な取組を実施する事業所等に対する表彰制度 など
	雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業	雇用管理研修 ¹ 又は職長研修 ² の実施
	女性労働者の入職や定着の促進に関する事業	a.女性が活躍する企業に対する表彰制度 b.妊娠・育児やキャリアアップに係る情報交換会の開催 c.出産育児制度等のセミナー開催 など

いずれも団体が主体となって企画・実施する事業を助成対象とします（他団体等の事業に対する後援等は含まない）。

1
2

雇用管理研修、職長研修について

助成対象となる研修内容

名称	研修時間	研修受講者数	研修テーマ	講師
雇用管理研修	1日3時間以上 かつ 合計6時間以上	10人以上 100人以下	19ページの表に掲げる テーマから研修時間が6時 間以上12時間未満の場合2 テーマ以上、研修時間が12 時間以上の場合4テーマ以 上取り入れていること	研修のテーマに 関し十分な知識 及び経験を有す る者であること
職長研修	1日3時間以上 かつ 合計18時間以上	10人以上 50人以下	20ページの表に掲げる テーマから6テーマ以上取 り入れていること	

助成対象となる受講者の範囲

名称	雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業
雇用管理研修	<p>当該団体の構成員である建設事業主及びその雇用する雇用管理責任者並びにその他の労働者</p> <p>当該団体の構成員である建設業を営んでいる一人親方であって、近い将来労働者を雇用する見込みのある者</p> <p>当該団体の構成員である建設事業主の直接の下請関係にある建設事業主及びその雇用する雇用管理責任者並びにその他の労働者</p>
職長研修	<p>当該団体の構成員である建設事業主及びその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導又は監督する者</p> <p>当該団体の構成員である建設事業主の直接の下請関係にある建設事業主及びその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導又は監督する者</p>

雇用管理研修テーマ表

テーマ	主な内容	標準時間
1 雇用管理理論	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の現況と特徴 ・建設労働の実態と問題点 ・建設雇用改善法の制定趣旨 ・建設雇用改善法の内容 ・建設労働者確保育成助成金制度の概要 ・雇用管理の体制づくり ・雇用管理責任者の職務 ・建設労働関係法令の体系とその概要 ・建設労働統計の種類とその見方 	2
2 募集・採用・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の概要 ・募集における問題点 ・正しい募集と手続 ・採用条件の提示 ・採用計画の作成 ・雇入基準の作成 ・配置基準の確立 ・定着指導 	2
3 教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練の意義とその概要 ・事業内訓練の概要（単独訓練・共同訓練） ・職場の教育のあり方 ・技能検定制度の概要 ・各種公的資格制度 ・社内における技能評価 ・訓練に関する各種補助金・助成金の活用 	2
4 雇用契約・就業規則	<ul style="list-style-type: none"> ・労働契約の意義とその内容 ・労働条件の明示 ・雇入通知書の作成及び交付 ・労働者名簿の作成及び保管 ・就業規則の意義及び法令と就業規則の関係 ・就業規則の内容及び作成 ・就業規則の届出 	2
5 賃金管理	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金制度の概要 ・賃金の決め方（定額給と出来高給、基本給と各種手当） ・賃金水準 ・最低賃金、請負制と補償給 ・賃金の支払の確保 ・法定控除、協定控除 ・賃金台帳の作り方 ・出来高給、時間外手当、平均賃金などの計算方法 	2
6 労働時間管理	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間と休憩時間 ・就労時間制限 ・休日（日曜休日、法定外休日） ・代休及び振替日 ・休暇制度（年次有給休暇、特別休暇） 	2
7 安全管理・健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の概要 ・労働災害と安全管理 ・各種安全教育の概要 ・災害発生時の措置と手続 ・各種健康診断の意義とその概要 ・健康診断の結果に対する措置 ・成人病対策 ・精神衛生管理 ・KYT（危険予知訓練） 	2
8 福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生の意義とその概要 ・寄宿舍規則の作成及び届出 ・作業員宿舍の管理運営 ・勤労者財産形成促進制度 ・各種建設労働者確保育成助成金などの活用 ・レクリエーションのとり入れ方 ・企業内退職金制度の概要 ・中小企業退職金制度、建設業退職金共済制度の概要 	2
9 社会保険	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の意義とその概要 ・健康保険の概要と事務手続 ・厚生年金保険の概要と事務手続 ・土建国保の概要と事務手続 ・雇用保険の概要と事務手続 ・労働者災害補償保険の概要と事務手続 ・社会保険とその他の保険制度 	2
10 下請構造	<ul style="list-style-type: none"> ・請負契約の意義 ・請負契約と下請構造 ・下請管理、下請との関係 ・建設産業における生産システム合理化指針 	2
11 人間関係管理	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合 ・労使協議 ・苦情処理 ・提案制度 ・職場の人間関係 ・若年労働者の生活指導 ・中高年者 ・季節出稼労働者 	2

【留意事項】

- 1 この雇用管理研修テーマ表は、計画届を提出して行う雇用管理研修（届出雇用管理研修）の研修テーマを定めたものです。
- 2 届出雇用管理研修には、このテーマ表から次のとおりテーマをとり入れてください。
 - (1) 研修の時間が12時間以上の研修 4テーマ以上
 - (2) 研修の時間が6時間以上12時間未満の研修 2テーマ以上
- 3 主な内容欄は、テーマの主な内容を例示したもので、ここに掲げたものに限る必要はありません。
- 4 各テーマの研修時間は2時間です。研修テーマの内容により加減（ただし1時間以上）して差し支えありませんが、1テーマあたりの研修時間が平均2時間以上となるようにしてください。

職長研修テーマ表

テーマ	主な内容	標準時間
1 建設労働の概要	労働力の需給、建設労働の問題点	2
2 雇用の改善	建設雇用改善法の内容、雇用管理の体制	2
3 職長の役割	職長の立場、職長の役割、望ましい職長像	3
4 募集・採用・配置	関係法令の概要、採用計画と配置、雇入通知書	2
5 就業規則	就業規則の性格、就業規則の内容	2
6 賃金管理	賃金の決め方、賃金の計算、賃金の支払	2
7 労働時間	労働時間と休憩時間、休日の設け方、作業時間の制限	2
8 健康管理	健康診断、成人病対策、検診のいかし方	2
9 職場の人間関係	不満の把握と解決、部下の指導、望ましい職場の人間関係	3
10 社会保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険、土建国保など	2
11 作業方法の決定、労働者の配置	作業手順の決め方、作業方法の改善、労働者の適正な配置の方法	2
12 労働者に対する指導又は監督	指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法	2.5
13 危険性又は有毒性などの調査及びその結果に基づき講ずる措置	危険性又は有毒性などの調査の方法、危険性又は有毒性などの調査の結果に基づき講ずる措置、設備、作業などの具体的な改善の方法	4
14 異常時などにおける措置	異常時における措置、災害発生時における措置	1.5
15 現場監督者として行うべき労働災害防止活動	作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法、労働災害防止についての関心の保持、労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	2
16 安全衛生責任者の職務など	安全衛生責任者の役割、安全衛生責任者の心構え、労働安全衛生関係法令などの関係条項	1
17 統括安全衛生管理の進め方	安全施行サイクル、安全工程打合わせの進め方	1

【留意事項】

- 1 この職長研修テーマ表は、計画届を提出して行う職長研修（届出職長研修）に用いる研修テーマを定めたものです。
- 2 届出職長研修には、このテーマ表から6テーマ以上をとり入れてください。また、その際は、1～10テーマのうち、少なくとも1テーマをとり入れてください。
- 3 主な内容欄は、テーマの主な内容を例示したもので、ここに掲げたものに限る必要はありません。
- 4 各テーマの研修時間は、標準時間欄に示したとおりです。研修テーマの内容により加減（ただし1時間以上）して差し支えありませんが、1テーマあたりの研修時間が平均2時間以上となるようにしてください。
- 5 このテーマ表の11～17に掲げる主な内容、標準時間は、安衛則第40条第2項に定める職長などの教育の事項に建設業における安全衛生責任者の教育の事項を加えたものです。このテーマ表のうち、11～17に掲げるテーマをとり入れ、主な内容のとおり標準時間以上の研修を行った場合は、安衛法、安衛則に定める職長などの教育及び建設業における安全衛生責任者の教育を行ったこととなります。

3. 助成額

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の実施に要した費用のうち、次の4.に掲げる支給対象経費の区分に対応する基準により算定して得た額の合計額の3分の2（中小建設事業主団体以外は2分の1）に相当する額です。

ただし、事業推進員の人件費に対する助成額が、助成額全体の6割を超える場合は、超過部分については支給しません。また、旅費及び宿泊費に対する合計の助成額及び印刷製本費の助成額それぞれについて、全国団体又は都道府県団体については400万円（地域団体については200万円）を超える場合は、それぞれの超過部分については支給しません。

支給上限額は、1の年度（支給申請年月日を基準とし、同年度4月1日から翌年3月31日まで）の本事業コースに係る支給額の合計として、全国団体：2,000万円 都道府県団体：2,000万円 地域団体：1,000万円です。この事業とそれ以外の事業が混在する取組内容に係る費用については、取組内容のうちこの事業が5割以上占める場合のみ支給の対象となります。

事業の実施に要した費用について、団体の構成事業主から費用を徴収することは可能ですが、費用を徴収した場合には、基準により算定して得た額から当該徴収額を差し引きます（労働者本人からの徴収は不可）。

助成額は100円未満切り捨てとなります。

4. 対象となる経費

支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
委員謝金 （部外委員に限る）	実費相当額	推進委員会及びその他若年者に魅力ある職場づくり支援事業を行うために特別に設置した委員会の委員の謝金（当該団体から報酬を受けていない者に係る分に限る）
講師謝金 （部外講師に限る）	実費相当額	講習等の講師の謝金
執筆謝金	実費相当額	機関誌、広報誌、報告書等の執筆に要する謝金
賃金	実費相当額	短期間臨時に雇い入れるアルバイト等の賃金（本事業を実施するために専門に雇い入れた場合に限る）
人件費 （事業推進員に限る）	1人あたり 3,600,000円 までの実費相当額	事業実施期間中に実際に業務に従事した時間に係る事業推進員に支払う基本給、諸手当及び超過勤務手当、健康保険、厚生年金保険、介護保険、厚生年金基金及び労働保険の保険料のうち事業主負担分（最大3名まで）
旅費	実費相当額	勤務先（勤務先のない場合は自宅）から目的地までの旅行に要した鉄道賃（グリーン料金を除く）、船賃（特1等を除く）、航空賃、バス賃及びタクシー代（公共交通機関を利用することが困難又は合理的ではない場合に限る）（事業実施団体以外の者に対する会議、研修会等に参加するための旅費を対象とする場合は、委員旅費、講師旅費（ともに部外に限る）を除き1事業主・団体につき、1名までとし、学生は対象外とする。） 助成額は、宿泊費と合わせて上限400万円（地域団体は200万円）
宿泊費	1人1泊 8,700円までの 実費相当額	若年者に魅力ある職場づくり支援事業に係る会議等に参加するための宿泊費（事業実施団体以外の者に対する会議、研修会等に参加するための宿泊費を対象とする場合は、研修等の講師を除き1事業主・団体につき、1名までとする） 助成額は、旅費と合わせて上限400万円（地域団体は200万円）
バス等借上料	1人あたり 18,000円までの 実費相当額	バス等の借上げ料（レンタカーを借り上げた場合の燃料代を含む）
印刷製本費	実費相当額	ポスター、パンフレット、リーフレット等の印刷費、製本表装代及びコピー代（用紙代を含む） （配布される印刷物の配布先を明確にすること。機関誌等逐次刊行物は1事業主・団体につき原則1部までを対象とし、これを超える場合は根拠を明確にすること。） 助成額は上限400万円（地域団体は200万円）
図書費	実費相当額	図書の購入費
施設借上費	実費相当額	講習会等を実施する場合の会場借上料（設備の使用料を含む）
機械器具等借上料	実費相当額	建設機械、機械器具及び各種用具類の借上料
教材費	実費相当額	講習等に使用する原材料、教科書等（教科書の送料を含む）、消耗品及び燃料（建設機械等の燃料）の購入代価
視聴覚教材作成費	実費相当額	スライド、フィルム等の視聴覚教材の作成のための費用、熟練技能継承のためのDVD作成に係る費用（原版と構成企業への無償配付数分のみ）

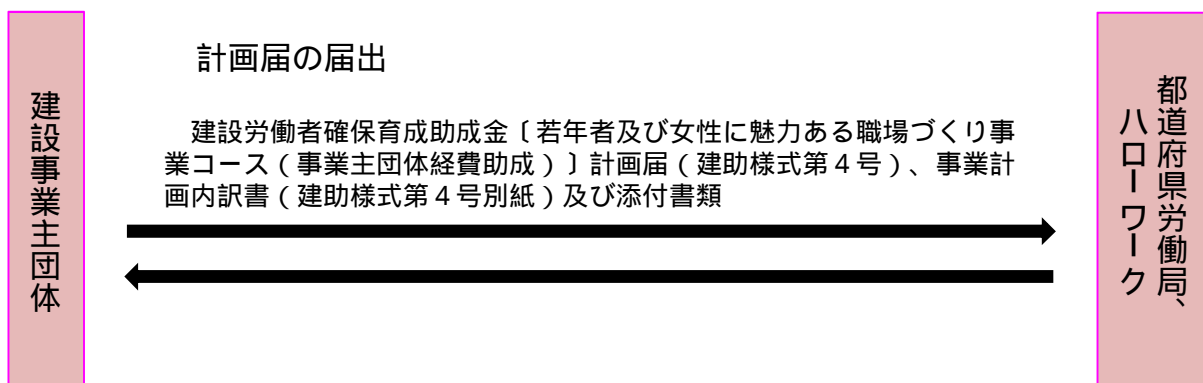
支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
厚生経費	1人あたり 10,000円までの 実費相当額	技術者・技能者や雇用改善に関する当該事業主団体による表彰等に要する表彰状代（紙筒代等を含み、金券類や記念品、懇親会費は含まない）
調査研究費	実費相当額	雇用管理に係る課題を把握する調査事業を外部の調査研究機関等に委託した場合の委託料
通信運搬費	実費相当額	郵便料、電信料、電話料、諸物品の荷造り費及び送料（運搬のためのレンタカー借上料を含む）
会議費	1人あたり 150円までの 実費相当額	茶菓の代価
消耗品費	実費相当額	事務用の消耗品の代価
備品費	実費相当額 （図書費を除く）	事務用の備品又は器具等の代価
委託費	実費相当額	建設労働者への技能講習や教職員への実践的スキル研修等を職業訓練施設等に委託して実施する場合など、訓練や講習に関する費用
広報費	実費相当額	若年者に魅力ある職場づくり事業に係る情報提供のための広告費やHP作成・更新費（新聞広告等それ自体が事業活動である場合は助成対象外）
傷害保険料	実費相当額	学生等に対する現場見学会や体験学習等の参加中に起きた傷害に関する治療費等を補償する保険料
その他助成することが必要と認められる経費	実費相当額	

5. 手続き

計画届の届出

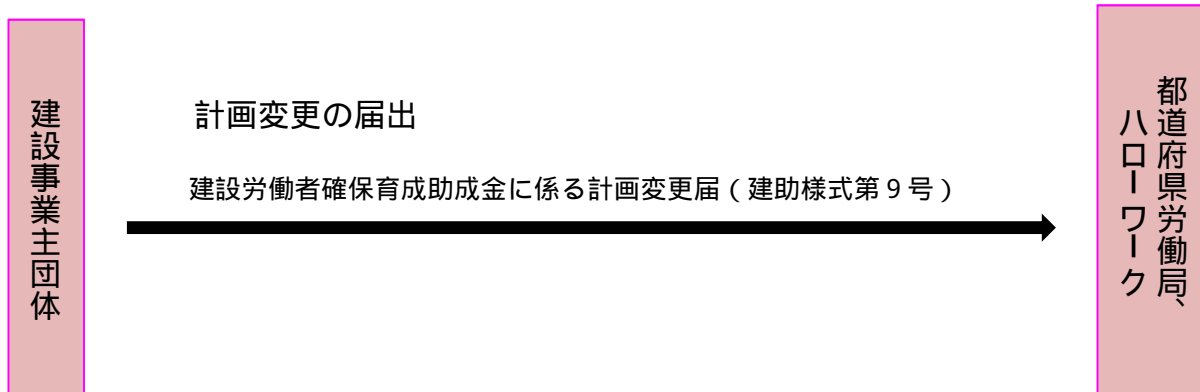
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成）の支給を受けようとする建設事業主団体は、事業を実施しようとする日の原則2ヶ月前までに、必要書類一式を管轄都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。なお、計画届の提出は年度内1回までとし、事業計画期間の重複する計画を提出することはできません（事業の追加が必要な場合は計画変更届を提出してください）。

4月1日から7月末日までに事業を開始し、かつ事業の終期を当該年度内にする場合は5月末日



計画届の変更

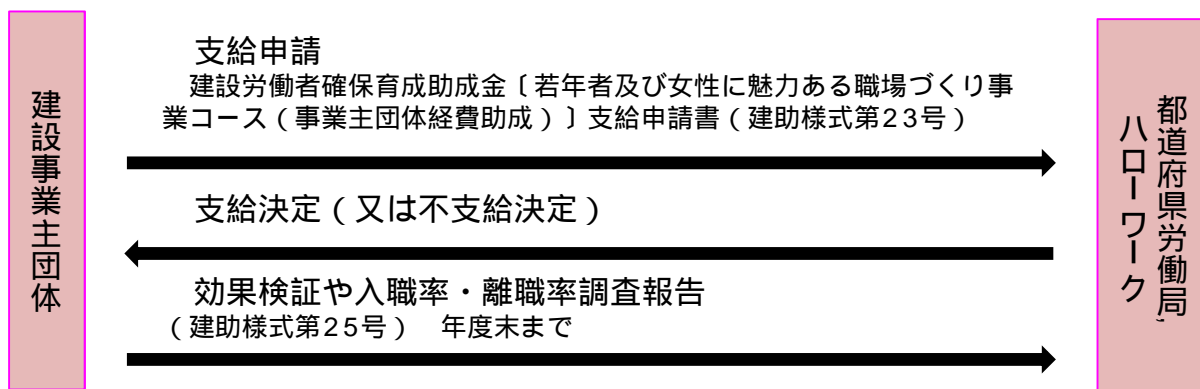
計画届を提出した中小建設事業主団体は、届け出た内容に変更（届け出していない事業を新たに行う場合、所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合、事業推進員に変更がある場合）が生じるときは、事前に必要書類一式を管轄都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



支給申請

事業の終了した日の属する月に応じ、原則として次の表に掲げる区分に応じて、必要書類一式を管轄都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。なお、効果検証結果及び入職・離職率調査結果は3月末日までに提出してください。

実施月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から8月末日まで	10月1日から11月末日まで	翌年の1月1日から2月末日まで	3月1日から5月末日まで



6. 提出書類

26ページ（各コース共通提出書類）及び28～29ページをご覧ください。

建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成）

1. 受給できる職業訓練法人

建設工事における作業についての広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人（受講生を会員等に限定せず広く募集して職業訓練を実施する団体に限りません。）

2. 主な支給要件

職業訓練についての広報や調査・研究等、建設工事における作業についての職業訓練を振興するために必要であると認められる活動（以下「職業訓練推進活動」という）を実施するもの

3. 助成額

職業訓練推進活動の実施に要した費用のうち、支給対象費用に対する算定額の合計額の3分の2に相当する額です。

なお、年間5万人以上の職業訓練を実施する職業訓練法人に対しては、年間10,500万円を限度とし、年間4万人以上5万人未満の職業訓練を実施する職業訓練法人に対しては、年間9,000万円を限度とし、また年間3万人以上4万人未満の場合は、年間7,500万円を限度とし、年間2万人以上3万人未満の場合は、年間6,000万円を限度とし、年間2万人未満の場合は、年間4,500万円を限度とします。

助成額は100円未満切り捨てとなります。

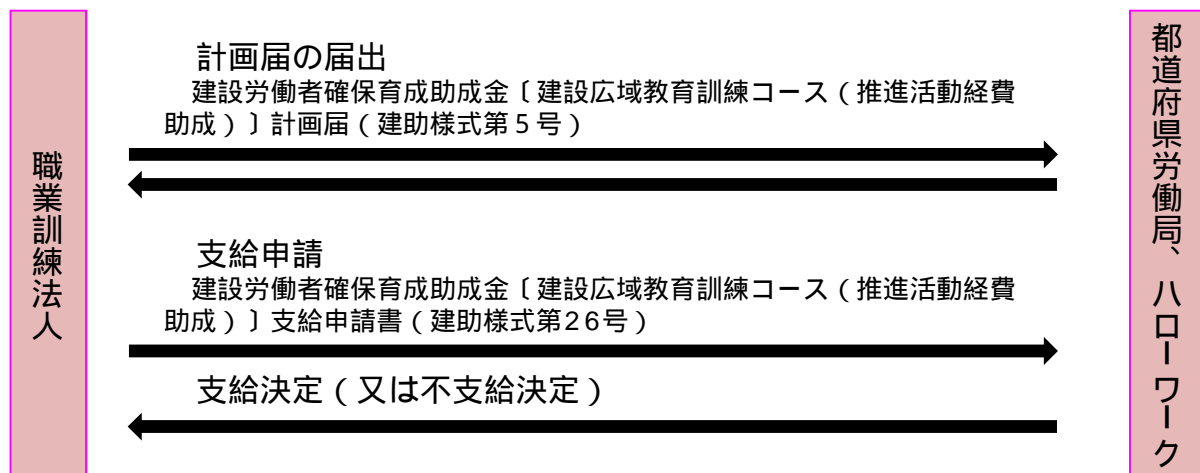
4. 計画の届出

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成）〕計画届（建助様式第5号）及び同計画裏面に記載された所定の書類などを事業を実施しようとする日の属する年度の5月末日までに、管轄都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

5. 支給申請の手続き

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成）〕支給申請書、同計画裏面に記載された所定の書類などを四半期ごとに下記に掲げる区分に応じて、管轄都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

実施月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から8月末日まで	10月1日から11月末日まで	翌年の1月1日から2月末日まで	3月1日から5月末日まで



6. 提出書類

26ページ（各コース共通提出書類）及び29ページをご覧ください。

建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）

1. 受給できる職業訓練法人

建設工事における作業についての広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人で、認定訓練（建設事業に直接関連するものに限る）の実施に必要な職業訓練施設又は職業訓練設備の設置・整備（以下「職業訓練施設設置等事業」という）を行う職業訓練法人

2. 主な支給要件

職業訓練推進活動を行う職業訓練法人が次のいずれにも該当する職業訓練施設設置等事業を実施するものであること。

原則として職業能力開発促進法施行規則別表2及び厚生労働大臣が別に定める設備細目を基準とする。

(1) 職業訓練施設の要件

- ・ 実施する認定訓練の訓練生の数に応じた規模の職業訓練施設を設置又は整備すること
- ・ 職業訓練施設の設置又は整備後も適正な数の訓練生を確保する見込みがあること
- ・ 職業訓練施設を設置又は整備するための土地を確保していること
- ・ 耐火構造又はこれに準ずる構造の職業訓練施設であって、建築基準法に基づき所要の措置がとられるものであること

(2) 職業訓練設備の要件

集合して行う職業訓練の学科又は実技の訓練に必要な職業訓練設備を設置又は整備すること

(3) 用途変更禁止の期間

助成対象となった職業訓練施設などについて、施設については最大47年間、設備については種類ごとに定める期間、支給要件を著しく逸脱した用途に使用することはできません。

また、この期間中には、別に定める「職業訓練施設等使用状況報告書」の提出が必要となります。これに違反した場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。

3. 助成額

職業訓練施設設置等事業の実施に要した費用の2分の1に相当する額とする。

（支給申請日から起算して過去5年間に於いて本コースの支給申請が行われている場合（平成27年4月10日以降に受理した計画に基づく申請が対象）、当該設置又は整備を含め、5年間の支給決定額の合計は上限3億円とする。）

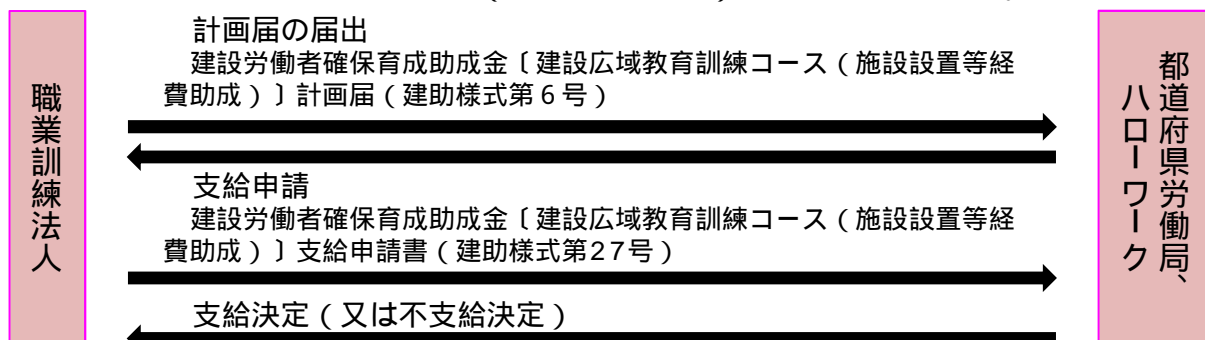
助成額は100円未満切り捨てとなります。

4. 計画の届出

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）〕計画届及び同計画裏面に記載された所定の書類などを職業訓練施設設置等事業を実施しようとする日の1ヵ月前までに、管轄都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

5. 支給申請の手続き

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）〕支給申請書及び同申請書裏面に記載された所定の書類などをこの事業が終了した日の翌日から起算して2ヵ月以内に、管轄都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



6. 提出書類

26ページ（各コース共通提出書類）及び30ページをご覧ください。

提出書類

各コースについて、計画の届出及び支給申請に必要な書類は以下のとおりです。

様式は厚生労働省ホームページにも掲載しています。
 ホームページから裏面のある様式を印刷する際は裏面も印刷してください。
 建設労働者確保育成助成金ページのURL：
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

<各コース共通>

計画変更の届出に必要な書類

	建設労働者確保育成助成金に係る計画変更の届出（建助様式第9号）
	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主経費助成）は、変更後の事業計画内訳書（建助様式第4号別紙1及び別紙2）
	建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成）は、変更後の職業訓練推進活動計画内訳書（建助様式第5号別紙）
	建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）は、変更後の職業訓練施設設置等所要費用見込内訳書（建助様式第6号別紙1）
	変更となる内容が確認できる書類

支給申請に必要な書類

	「支給要件確認申立書」（共通要領様式第1号）
	支払方法・受取人住所届

1. 認定訓練コース（経費助成）

計画の届出に必要な書類

	認定訓練コース（経費助成）計画届(建助様式第1号)
	認定訓練助成事業費補助金（運営費）交付申請書又は広域団体認定訓練助成金支給申請書の写
	定款又は規約等の認定訓練団体等の目的・組織・運営及び事業内容を明らかにする書類、認定訓練校規約、構成員内訳表(別様式第1号)
	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

支給申請に必要な書類

	認定訓練コース（経費助成）助成金支給申請内訳書(建助様式第15号)
	受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金（認定訓練コース（経費助成））の助成金支給申請内訳書(建助様式第15号別紙1、)
	建設労働者確保育成助成金（認定訓練コース（経費助成））の支給申請に係る経費区分内訳書（建助様式第15号別紙2）
	認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付決定通知書の写又は広域団体認定訓練助成金支給決定通知書の写
	認定訓練助成事業費(運営費)補助事業実績報告書の写
	助成対象となる訓練科ごとの経費内訳が分かる書類（任意様式）
	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

補助事業に係る精算確定に係る都道府県の通知書（建設関連の訓練に係る補助金の確定額と建設関連以外の訓練に係る補助金の確定額が判別できるもの）、都道府県に提出した精算報告書に添付された補助対象経費の内訳等であって、建設関連の訓練に要した経費と建設関連以外の訓練に要した補助対象経費が判別できる書類など

2. 技能実習コース（経費助成）

計画の届出に必要な書類

	技能実習コース（経費助成）計画届（建設事業主団体用）(建助様式第2号の2)
	助成対象となる中小建設事業主又は建設事業主団体であることがわかる書類（登記事項証明書、定款又は規約、寄付行為、決算書（事業報告）、会員名簿等）及び構成員内訳表(別様式第1号)
	訓練内容等が確認出来る書類（実施主体の概要、内容、実施期間、場所等の分かる書類（事前に対象者に配布したもの等）や訓練カリキュラム、受講パンフレット等）
	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

【事業主団体自らが（登録教習期間等への委託を行わず）7ページの表に掲げる 又は の技能実習を実施する場合】

	指導員・担当科目表（建助様式第2号の2別紙）
	指導員の職務経歴書

支給申請に必要な書類

【共通】

	技能実習コース（経費助成）支給申請書（建設事業主団体用）(建助様式第17号の2)
	受講者名簿(建助様式第17号の2別紙1)
	当該団体の定款又は規約及び構成員内訳表(別様式第1号)
	下請建設事業主名簿（別様式第2号）
	実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム
	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

【登録教習機関等に委託して実施した場合】

	技能実習委託契約書(書式の参考として別様式第3号)(写)若しくは受講申込書（訓練名称・期間、委託費・受講料等が明記されたもの）(写)
	委託費の領収書（委託技能実習の内容、1人あたりの受講料、受講者数等の記載のあるもの）(写)

【事業主団体自らが（登録教習期間等への委託を行わず）技能実習を実施した場合】

	所要経費の領収書の写
	実習場所の借上料の領収書（使用年月日、1日の料金及び支払総額が明記されたもの）
	指導員謝金の領収書（実習の実施年月日、担当時間数、1時間あたりの謝金額、所得税の控除額、指導員の住所、氏名及び支払総額が明記されたもの）
	指導員旅費の領収書（別様式第7号を使用してください）
	建設機械の借上料の領収書（借上げた機械の名称、使用年月日、1日あたりの料金及び支払総額が明記されたもの）
	教材費、消耗品代等の領収書（教材、消耗品等の品目、購入数量、単価、支払総額等が明記されたもの。なお、教材又は消耗品等を一括して購入し、その一部を実習に使用した場合は、一括購入した数量、使用済みの数量、当該実習における使用数量及び残数量を当該領収書の写に付記してください。）

【事業主団体自らが（登録教習期間等への委託を行わず） 又は の技能実習を実施し、計画の届出時から変更がある場合】

	指導員・担当科目表（建助様式第17号の2別紙2）
	指導員の職務経歴書

3. 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース

計画の届出に必要な書類

	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成）計画届（建助様式第4号）
	助成対象となる建設事業主団体であることを確認できる書類（登記事項証明書、定款又は規約、寄付行為、決算書（事業報告）、会員名簿、等）及び構成員内訳表（別様式第1号）
	事業推進員の辞令・雇用契約書の写及び履歴書 辞令は、勤務形態や若年者に魅力ある職場づくり事業の業務を行う旨明記されたもの。
	事業推進委員会の委員名簿（所属機関の名称、職名、氏名が記載されたもの：任意様式）
	事業計画内訳書（建助様式第4号別紙1及び別紙2）
	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

支給申請に必要な書類

	事業報告書(建助様式第23号別紙1及び2)
	支給対象費用別の所要費用の内訳のわかる領収書の写
	講習や研修等を実施した場合は、受講者名簿
	出勤簿(人件費助成を希望する事業推進員に係るもの)
	業務日報(人件費助成を希望する事業推進員に係るもの)(任意書式)
	業務日報(人件費助成を希望する事業推進員に係るもの)の内訳として事業推進員業務の内容を記録した記録票(任意書式)
	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

その他、実施した事業に応じてその内容を確認できる資料の提出を求めることがあります。

【雇用管理研修等を実施した場合】

	受講者名簿及び助成金支給申請内訳書(建助様式第24号)
--	-----------------------------

事業を実施した年度末までに報告が必要な書類

	効果検証及び入職率・離職率調査報告書(建助様式第25号)
--	------------------------------

4. 建設広域教育訓練コース(推進活動経費助成)

計画の届出に必要な書類

	建設広域教育訓練コース(推進活動経費助成)計画届(建助様式第5号)
	職業訓練計画書(建助様式第5号別紙1)
	職業訓練推進活動計画内訳書(建助様式第5号別紙2)
	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

支給申請に必要な書類

	建設広域教育訓練コース(推進活動経費助成)支給申請書(建助様式第26号)
	職業訓練報告書(建助様式第25号別紙1)
	職業訓練推進活動報告書(建助様式第25号別紙2)
	支給対象費用別の所要費用の領収書
	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

5. 建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）

計画の届出に必要な書類

	建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）計画届(建助様式第6号)
	職業訓練施設設置等所要費用見込内訳書(建助様式第6号別紙1)
	職業訓練施設設置等計画内訳書(建助様式第6号別紙2)
	平面図等
	新たに認定職業訓練を実施する場合都道府県知事あての職業訓練認定申請書・知事からの認定通知（既に認定された場合）
	過去5年の計画届の写
	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

支給申請に必要な書類

【職業訓練設備の場合】

	建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）支給申請書(建助様式第27号)
	都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写
	都道府県知事からの認定通知の写
	所用費用の領収書の写
	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類

【職業訓練施設の場合】

	建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）支給申請書(建助様式第27号)
	都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写
	都道府県知事からの認定通知の写
	新築、増改築又は修繕の場合
/	工事請負契約書(工事費内訳書を含む。)及び新築、増改築又は修繕に要した総費用の領収書の写
	建物登記簿謄本
	職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに各教室及び各実習場の写真(増改築又は修繕の場合は増改築又は修繕に係る部分の写真)
	購入の場合
/	建物登記簿謄本
	売買契約書の写及び購入に要した費用の領収書の写
	職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに各教室実習場の写真
	その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類